〇右 ○右 台右

令和七年十月二十七日

アクロスプラザ十和田南

和田市東五番町一三九の一

外

大規模小売店舗の名称及び所在地

号外第八十七号

TOHOピクス株式会社

福島県郡山市本町一丁目四の

四

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

十月二十七日

代表者の氏名

変

更

前

変

更

後

年変 月 日更

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名及び住所又は名称及び住所並びに

令和七

代表取締役

馬場栄一郎

同 同 同 同

支地 援域 企

:

代表取締役 吉田青三沢市松園町三丁日株式会社長吉屋

貢自

0 Ĺ

変更なし

公

告

目

次

:

:

代表取締役 大村浩一兵庫県姫路市飾東町庄二六六の株式会社西松屋チェーン

· 令和 · · · · · · · ·

: ᄪ \equiv

:

同

代表取締役 三浦建彦八戸市大字長苗代字前田八三の株式会社ユニバース

変更なし

同同同同

: 六

丁目

変更なし

代表取締役 矢野靖二四の一四の一四 大島県東広島市西条吉行東一株式会社大創産業

告

四 届出年月日

令和七年十月十日

Ŧī. 届出書の縦覧

1 場所

同条第三項において準用する同法第五条第三

模小売店舗の変更の届出があったので、 項の規定により次のとおり公告する。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による大規

青森県経済産業部地域企業支援課及び十和田市役所

2 期間

令和七年十月二 一十七日から令和八年二月二十七日まで

3

青森県知事

宮

下

宗

郎

時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、十和田市役所にあっては、

その執務時間内とする。

意見書の提出

六

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持

大規模小売店舗の変更の届出

のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができ

- 提出期限

2

提出先 令和八年二月二十七日

3 記載事項

青森県経済産業部地域企業支援課

意見書の提出者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)及び住所

- 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- 意見及びその理由

意見書は、日本語により記載すること。

模小売店舗の変更の届出があったので、 項の規定により次のとおり公告する。 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による大規 同条第三項において準用する同法第五条第三

青森県知事 宮 下 宗

郎

大規模小売店舗の名称及び所在地

アクロスプラザ黒石

黒石市富士見一〇九の一

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

芙蓉総合リース株式会社

東京都千代田区麹町五丁目一の一

代表取締役 織田寛明

代表者の氏名 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名及び住所又は名称及び住所並びに

	代目兵ナ株	代四広株	代六東株	代三愛株	 代弘株	弘成	代弘株	代八株	代七東D	
	代表取締役 目八の一 月本県神戸市 株式会社アル	でである。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。	表 取 総 が が が か が か が か が か が か が か が か が か が	で 一 五 の 二 二 五 の 二 二 二 二 五 の 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二	表前式 取市会 締大社 役字構	前市大字親方町	表取締役が、	表取締役 戸市大字長 元	表京C取締品株式	変
	阪本敏之	矢野靖二 局市西条吉行東	町野雅俊□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	鈴木貞男 鈴木貞男	大久保勝之法にファーマシ	八	日石町九 佐々木圭	三 浦代 建 彦 前	人 一 石 思 情 規 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	更
	島中町六丁ターナショ	行東一丁目	目三〇の一	名駅二丁目	之二シ の1 一 〇	の言	き	田八三の一	丁目二二の	前
代表取締役 成田孝之 黒石市大字中川字篠村五一の一株式会社エコフレンドリージャパ	代表取締役 内山誠一目八の一日八の一中中央区港島中町六丁兵庫県神戸市中央区港島中町六丁	変更なし	変更なし	代表取締役 獨活山英彦 三五の二二 三五の二二 米式会社NHC 株式会社NHC	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更後
011-111 · tt	七· 和 三·			七令 · 和 ^四 ·						年変 月 日更

3

2

期間

東京都千代田区神田三崎町三丁目(変更なし)一大株式会社(リーカー)

四 届出年月日

Ŧī. 令和七年十月十日

届出書の縦覧 場所

1

青森県経済産業部地域企業支援課及び黒石市役所

令和七年十月二十七日から令和八年二月二十七日まで

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、黒石市役所にあっては、その執務時間内とする。

六

意見書の提出

る。 のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができ この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持

1 提出期限

令和八年二月二十七日

2 提出先

青森県経済産業部地域企業支援課

3

記載事項 意見書の提出者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)及び住所

意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名及び住所又は名称及び住所並びに

代表者の氏名

変

更

前

変

更

後

年変 月 日更

意見及びその理由

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

項の規定により次のとおり公告する。 模小売店舗の変更の届出があったので、 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による大規 同条第三項において準用する同法第五条第三

令和七年十月二十七日

青森県知事 宮 下 宗

郎

大規模小売店舗の名称及び所在地

ショッピングパークむつ

むつ市中央一丁目一四九

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

			変更なし	田区神田三崎町三丁目	代表取締役 伊藤光博三の二一 ト株式会社 ト株式会社 ト株式会社 ト の コート の か の コート の か の か の か の か の か の か の か の か の か の
			変更なし	八保勝 日 日 日 二 の 一 ○	代表取締役 大久! 株式会社横浜ファ
			変更なし	淳 田字千刈田三○	代表取締役 高橋淳 代表取締役 高橋淳 本式会社デンコードー
七 · 和	治	ーン 	代表取締役では、	料野健治の一	代表取締役 紺野!
年変 月 日更	後	更	変	前	変更

代表取締役 鈴木誠 「日六○二の一 が玉県さいたま市大宮区北袋町一 株式会社しまむら	代表取締役 小島俊夫	代表取締役 大久保勝之 弘前市大字末広二丁目二の一〇 株式会社横浜ファーマシー	代表取締役 高橋淳 代表取締役 高橋淳
代表取締役 髙橋維一郎丁目六〇二の一 「大宮区北袋町一株式会社しまむら	変更なし	変更なし	変更なし
ゼ 和 二 三			

四 届出年月日 令和七年十月十日

届出書の縦覧

Ŧī.

青森県経済産業部地域企業支援課及びむつ市役所

1

2 期間

令和七年十月二十七日から令和八年二月二十七日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、むつ市役所にあっては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができ この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持

提出期限

令和八年二月二十七日

2 提出先

3

記載事項 青森県経済産業部地域企業支援課

- 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称 意見書の提出者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)及び住所
- 意見及びその理由

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

項の規定により次のとおり公告する。 模小売店舗の変更の届出があったので、 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による大規 同条第三項において準用する同法第五条第三

令和七年十月二十七日

青森県知事

宮

下

宗

郎

大規模小売店舗の名称及び所在地

ドリームタウンALi

青森市浜田三丁目一の一

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

みずほ信託銀行株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目三の三

代表取締役 笹田賢

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

代表取締役 青山理 広島県福山市王子町一丁目三の五 青山商事株式会社	変更前
変更なし	変
	更
	後
	年変 月 日更
	表取締役 青山理島県福山市王子町一丁目三の五山商事株式会社

代表取締役 工藤成祥 青森市小柳五丁目一八の六 株式会社ミルク	代表社員 平野佳奈子 青森市奥野一丁目二の一八合同会社神句楽	代表取締役 夏目秀人 青森市新町二丁目二の五 株式会社RAINBOW	ス 代表取締役 ヴァンサン・ネリア 東京都中央区築地五丁目六の四東京都中央区築地五丁目六の四ジャパン株式会社	代表取締役 田中亮 四 群馬県前橋市川原町二丁目二六の 株式会社ジンズ	代表取締役 野口実東京都渋谷区神南一丁目一一の五株式会社エービーシー・マート	代表取締役 阪本敏之目八の一日八の一中中中市中央区港島中町六丁年庫 株式会社アルカスインターナショ	代表取締役 吉田誠夫八戸市大字廿三日町二ワイエス株式会社	代表取締役 藤原祐介	代表取締役 柳井正山口県山口市佐山一〇七一七の一株式会社ユニクロ
		変更なし	ラ 代表取締役 アンドリュー・ブバ 東京都中央区築地五丁目六の四東京都中央区築地五丁目六の四ジャパン株式会社	変更なし	変更なし	代表取締役 内山誠一目八の一日八の一中東庫県神戸市中央区港島中町六丁ナル	変更なし	I	変更なし
七・四・二三	六 令 ・ 和 六 三 う		完 和 三 一			七 令 和 三 一		七·和 二:二 二	

四 届出年月日

令和七年十月十日

Ŧî. 1 届出書の縦覧

期間

2

場所 青森県経済産業部地域企業支援課及び青森市役所

意見書の提出

六

ただし、青森市役所にあっては、その執務時間内とする。 午前八時三十分から午後五時十五分まで 3

時間

令和七年十月二十七日から令和八年二月二十七日まで

る。

のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができ

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持

提出期限 令和八年二月二十七日

2 提出先

青森県経済産業部地域企業支援課

代表取締役 柚木治 代表取締役 柚木治	代表取締役 川部将士岡山県岡山市北区幸町二の八ショナル オストライプインターナ	紀) 竹永美紀(及川美円京都品川区西五反田二丁目二の東京都品川区西五反田二丁目二の株式会社ポーラ	代表取締役 吉田直樹 中 一 一 の東京都目黒区青葉台二丁目一九の東京都目黒区青葉台二丁目一九の
代表取締役 黒瀬友和山口県山口市佐山一〇七一七の一株式会社ジーユー	変更なし		代表取締役 鈴木康介一〇東京都目黒区青葉台二丁目一九の株式会社ドン・キホーテ
七令 ·和 ·		七・ 九・三0	七・九・二六

代表取締役 葛西まゆみ平川市新屋栄館三七の二有限会社四次元ポケット

変更なし

代表取締役 冨澤昌宏静岡県静岡市葵区伝馬町株式会社メガネトップ

八の六

変更なし

代表取締役 大池勇気上北郡東北町字上笹橋三有限会社大池商店

 \overline{o}

四六

変更なし

□ 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗 □ 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗
三 意見及びその理由
4 言語
意見書は、日本語により記載すること。
大規模小売店舗の変更の届出
のたの成十年
埧の規定により次のとおり公告する。楔小売店舗の変更の届出があったので、
令和七年十月二十七日
十和田複合商業施設大規模小売店舗の名称及び所在地
十和田市東一番町七の一一 外
名 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所又は名称及び住所並びに代表者の氏
変更前
代表取締役 三浦建彦 八戸市大字長苗代字前田八三の一株式会社ユニバース
代表取締役 赤坂安信 三沢市大町一丁目八の九・トゥ
十和田市東二十三番町一〇の二六村田信子
十和田市東十四番町四の四の六 村田英輝

代表取締役 三浦建彦八戸市大字長苗代字前田株式会社ユニバース

田

八三の

変更なし

変

更

前

変

更

後

年変 月 日更

東京都府中市若松町一丁目三八株式会社サンドラッグ

0)

変更なし

代表取締役

貞方宏司

代表取締役 大野靖二 四の一四 大島県東広島市西条吉行東一下 株式会社大創産業

丁目

変更なし

_			
大規模小売店舗において小売業を	代表取締役 上野善紀群馬県高崎市栄町一の一株式会社ヤマダデンキ	代表取締役 伊藤光博三の二一東京都千代田区神田三崎町三丁目東京都千代田区神田三崎町三丁目ト株式会社	代表取締役 織田寛明東京都千代田区麹町五丁目一の一芙蓉総合リース株式会社
大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏	代表取締役 佐野財丈群馬県高崎市栄町一の一株式会社ヤマダデンキ	変更なし	変更なし
旬の氏名	七 ヤ 和 一 一		

項の規定により次のとおり公告する。

| 代表取締役 佐々木圭弘前市大字百石町九 | 株式会社ラグノオささき 代表取締役 上野善紀群馬県高崎市栄町一の株式会社ヤマダデンキ 代表取締役 川上玲子十和田市穂並町一〇の六二株式会社ほなみ薬局 代表取締役 新谷隼人東京都中央区晴海一丁目八の一〇株式会社プラザクリエイト 代表取締役 佐野財丈群馬県高崎市栄町一の株式会社ヤマダデンキ 代表取締役 佐藤正嗣 北海道小樽市新光一丁目 株式会社エムデジ 代表取締役 川上一止郎十和田市穂並町一〇の六二株式会社ほなみ薬局 変更なし 0) 七令 ·和 三· 七句・和四・ ・和 -

几 Ŧī. 届出年月日 令和七年十月十日

1 届出書の縦覧 場所 青森県経済産業部地域企業支援課及び十和田市役所

令和七年十月二十七日から令和八年二月二十七日まで

3

時間

2

期間

十和田市役所にあっては、 その執務時間内とする。 午前八時三十分から午後五時十五分まで

大規模小売店舗の変更の届出

模小売店舗の変更の届出があったので、 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による大規 同条第三項において準用する同法第五条第三

令和七年十月二十七日

青森県知事 宮 下 宗 郎

大規模小売店舗の名称及び所在地

弘前城東タウンプラザ

弘前市大字早稲田四丁目 <u>ー</u>の 一、

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

代表取締役 阿部直志 北海道札幌市中央区大通西六丁目 北海道札幌市中央区大通西六丁目 セントラルリーシングシステム株	変更前
代表取締役 大谷裕志北海道札幌市中央区大通西六丁目式会社	変更後
七 ・ ・ ・ ・ ・ ・ : : : : : :	年変 月 日更

三 届出年月日

令和七年十月十四日

四 届出書の縦覧

場所

2

期間

令和七年十月二 一十七日から令和八年二月二十七日まで 青森県経済産業部地域企業支援課及び弘前市役所

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、弘前市役所にあっては、その執務時間内とする。

Ŧi. 意見書の提出

0) ため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができ この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持

1 提出期限

る。

令和八年二 月 一十七日

提出先

2

青森県経済産業部地域企業支援課

3 記載事項

 (\Box) 意見書の提出者の氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)及び住所

意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

 (\equiv)

意見及びその理由

4

青森市長島一丁目一番一号 (発行所・発行人)

東 奥 印 刷 株 式 会 社(印刷所・販売人)

定価小口一枚ニ付二十一円七十銭 毎週月・水・金曜日発行 意見書は、日本語により記載すること。